

霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例の一部改正について

霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 30 年 2 月 13 日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例の一部を改正する条例

霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例（平成 27 年霧島市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

- (5) 暴力団関係法人等 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する団体をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（暴力団の構成員若しくは暴力団に協力し、関与する等これと関りを持つ者又は集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者であるとして、警察等捜査機関から通報があったもの若しくは警察等捜査機関が確認したものをいう。）が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等をいう。

第 4 条第 1 項中「当たっては、各号に定める日のいずれか早い日」を「当たり、次の各号に掲げる行為を行う場合には、当該各号に定める日」に改め、「あらかじめ」の次に「（第 2 号にあつては、同号に規定する申請に係る鹿児島県知事の処分後）」を加え、同項第 1 号中「（改正）（平成 26 年 12 月）」を「（改訂）（平成 29 年 10 月）」に、「を実施する日」を「（既存資料調査を除く。）を実施しようとする日の 90 日前」に改め、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 発電事業者が発電設備の設置工事を行うとき 当該設置工事を行おうとする日の 90 日前

第 4 条第 5 項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「前項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 市長は、地域の温泉資源の適切な保護及び適正な利用を図るため、必要に応じて、前項に規定する委員会の意見（第 1 項第 2 号に係るものに限る。）を踏まえた意見書を鹿児島県知事に提出するものとする。

第5条第2項中「第5項」を「第6項」に改める。

第7条を削る。

第6条中「前条」を「第5条」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、市長は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当すると認めるときは、第4条第1項の同意（第5条第1項によるものを含む。）を取り消すことができる。

(1) 第4条第1項各号に係る同意 発電事業者が暴力団関係法人等であることが判明したとき。

(2) 第4条第1項第1号及び第3号に係る同意 発電事業者が、正当な理由なく、同意を得てから1年以上同意を得た行為に着手しないとき又は同意を得た行為が完了する予定の日から相当な期間が経過しているにもかかわらず、当該行為の完了が見込まれないとき。

(3) 第4条第1項第2号に係る同意 発電事業者に係る温泉法第5条第1項に規定する有効期間が経過したとき又は同法第9条第1項の規定により許可が取り消されたとき。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（同意の要件）

第6条 市長は、事業計画（変更事業計画を含む。）の内容が、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、第4条第1項の同意（前条第1項によるものを含む。）を行ってはならない。

(1) 発電事業者が暴力団関係法人等であるとき。

(2) 対象事業が、自然環境、生活環境等に及ぼす影響に対し適切な措置を講じた上で実施されるものでないとき。

(3) 対象事業が、適切な土地利用及び景観との調和に配慮して実施されるものでないとき。

(4) 前2号に掲げるもののほか、対象事業が実施されることにより公益を害するおそれがあるとき。

第18条を第21条とする。

第17条を第19条とし、同条の次に次の1条を加える。

（情報の収集及び公開）

第20条 市長は、第1条に規定する目的を達成するため、発電事業者に対象事業の実施に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

2 市長は、前項により発電事業者から提供を受けた情報（同意を得た発電事業者に関する情報を含む。）の公開に努めるものとする。

第16条を第18条とし、第12条から第15条までを2条ずつ繰り下げる。

第11条第1項中「第9条」を「第10条」に改め、同条を第13条とする。

第10条中「で事業計画」を「で事業計画（変更事業計画を含む。以下この条において同じ。）」に、「変更事業計画を提出しない」を「前条第1項又は第2項に規定する報告を行わない」に、「又は変更事業計画を提出するよう」を「の提出又は報告の実施を」に改め、同条を第12条とする。

第9条中「第4条第1項に規定する事業計画の同意（第5条第1項に規定する同意を含む。）」を「同意」に、「第4条第5項」を「第4条第6項」に、「前条」を「第8条」に、「第11条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

（事故発生時の措置等）

第11条 発電事業者は、次に掲げる事態が生じたときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、規則で定めるところによりその内容を市長に報告しなければならない。

- (1) 発電設備並びに発電に用いる蒸気及び熱水に関する事故若しくは災害が発生し、又は発生するおそれが生じたとき。
- (2) 発電設備並びに発電に用いる蒸気及び熱水から公害の原因となる物質が発生し、又は発生するおそれが生じたとき。

2 前項の報告を行った発電事業者は、事故等の拡大及び再発防止のために必要な措置に関する計画を作成し、市長に報告しなければならない。

第8条の次に次の1条を加える。

（報告、届出等）

第9条 第4条第1項の同意（第5条第1項によるものを含む。）を得た発電事業者（以下「同意を得た発電事業者」という。）は、発電設備を設置したときは、規則で定めるところにより定期的に当該設備の稼働状況等を市長に報告するものとする。

2 同意を得た発電事業者は、発電事業者の変更その他の規則で定める変更があったときは、規則で定めるところにより市長に届け出るものとする。

3 同意を得た発電事業者から発電設備又は発電に用いる蒸気及び熱水に係る権利を譲渡された発電事業者は、譲渡した発電事業者に係る本条例における地位を承継するものとする。

4 同意を得た発電事業者は、発電設備を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより市長に届け出るものとする。この場合において、当該発電事業者は、近隣の自然環境、生活環境等に配慮して当該発電設備の撤去又は廃棄を行わなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

市長の同意を得るべき行為や事業計画の提出期限、同意に係る要件を明確化するとともに、同意を得た発電事業者による各種報告や届出等の義務付け、市による情報の収集及び公開の推進に係る規定を盛り込むことなどにより、温泉資源の適切な保護及び適正な利用を図るため、本条例の所要の改正をしようとするものである。